

市民の声（3月分）

意見 65	<p>R5. 3. 6</p> <p>袖ヶ浦には公園がたくさんあり、子どもが遊ぶのにとっても助かってるのですが、先日奈良輪東公園に遊びに行ったところ砂場に犬のフンがされたままでした。子どもがお砂遊びをしたがったのですがとても困りました。</p> <p>奈良輪駅前公園や近隣公園は砂場に柵があり安心感があるのですが、奈良輪東公園やいまい公園は柵がなく少し抵抗を感じてしまいます。飼い主さんの責任でもあると思うのですが、なにか対策はできないでしょうか。</p> <p>また、大井戸踏切をベビーカーで渡って奈良輪東公園に行くのですが交通量が多かったり、踏切を渡っている時に音が鳴ったりするととても焦ってしまって危ないと感じます。歩道橋があると安心して踏切を渡れると思うことがよくあります。</p> <p>とても子育てがしやすい環境で助かっているのですが、子どもをお外遊びさせるときに以上の点が気になるので意見を提出させていただきました。どうぞよろしくお願い致します。</p>
回答	<p>R5. 3. 24 都市整備課 土木管理課</p> <p>日頃より市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、奈良輪東公園の砂場についてですが、公園遊具等の施設につきましては、月に一度の日常点検を実施しています。その際、砂場についても点検を実施し、必要に応じて清掃や除草、耕運を実施しています。</p> <p>この度の犬のフンにつきましては、現地に注意喚起の看板を設置し、公園を利用する皆様が安全に利用できるよう、利用マナーの向上に努めてまいります。</p> <p>次に、JR内房線大井戸踏切部への歩道橋の設置についてですが、新たに歩道橋を設置するに当たりましては、建設用地の確保が必要となるほか、施工規模も大きくなることから、費用対効果を考慮する必要があります。</p> <p>現状での踏切の遮断時間や横断距離等から鑑みますと、歩道橋を新たに設置する考えはございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
意見 66	<p>R5. 3. 6</p> <p>公共施設計画の重点アクションプランにおいて、ひらおかの里農村公園と農業センターが対象になっているが、農村公園は市内全校の子どもたちが田植えや畑作りの体験ができる貴重な体験の場所であり、四季の花にも囲まれた素晴らしい場所で、平川地区の活性化に欠かせない素晴らしい場所である。</p> <p>農業センターは、平川地区にはせっかくサカタのタネさん、みかど協和さん、葛田園芸さんのような素晴らしい企業があり、規模の大きな種苗関係や栽培関係の企業に囲まれているため、それらの企業の知見を得ながら、今度は平川地区の活性化、新規就農、農家付き移住による農業の活性化に繋がるような、改めて平川農業の拠点としてリニューアルできないものでしょうか。</p> <p>また、全部を研究用の甫場、畑として使うのではなく、一部を貸し農園として希望する市民に貸すような仕組みが構築できれば、市街地から平川への新たな人の流れや交流が更に拡大できると思います。</p> <p>農家付き移住についての空き家バンクの役割についても、市の空き家バンクとは別に農家付き空き家専門の担当がいるといいと思います。</p>

<p>回答</p>	<p>R5. 3. 24 農林振興課 都市整備課</p> <p>日頃より、市行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。 この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>ひらおかの里農村公園と農業センターにつきましては、公共施設再配置方針アクションプランにおいて、令和8年度までに施設の譲渡等を含めた今後の方針を決定することとしております。</p> <p>企業の知見を得ながら、平川地区の活性化、新規就農、農家付き移住による農業の活性化に繋がるような、平川地区の農業の拠点としてリニューアルできないか、ということですが、両施設とも、農業関係者や市民の方の意見も踏まえながら、今後の方針を検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、農家付き移住に関する空家バンクの役割につきましては、今年度から、本市への移住を希望し、新規就農を目指している方などに向けて、空家バンク制度を通じた『農地付き空家』の提供を目指しているところです。</p> <p>現在は、関係課との情報共有や都市整備課で実施している空家実態調査などに基づき、『農地付き空家』の情報収集を行っている段階になりますので、現時点では『農地付き空家』専門担当者の配置は考えておりませんが、今後の『農地付き空家』の取組状況に応じて、専門担当の必要性について検討してまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>意見 67</p>	<p>R5. 3. 10</p> <p>お世話になっております。</p> <p>私には市内小学校に通う娘がおります。</p> <p>校内の歯科検診にて、反対咬合のため毎年異常ありで引っかかり治療をお願いしますとの旨、通達をいただいております。</p> <p>現在、市内の歯科クリニックにて矯正治療をしておりますが受給券を使えない高額治療が続いており子供にもお金もかかるため家計も苦しいです。</p> <p>美容のためではなく学校で治療を促されており、毎年「異常あり」と通達をいただくので治療をせざるを得ない状況にも関わらず、歯科矯正治療が対象でないことに対し疑問を感じています。</p> <p>日々、お忙しく手が回らないかもしれませんが 今後改善や補助制度など考えていただけたら嬉しいです。</p>
<p>回答</p>	<p>R5. 3. 30 健康推進課 学校教育課 課税課</p> <p>日頃より市行政へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>この度ご意見をいただきましたお子様の矯正歯科治療の費用助成について回答いたします。</p> <p>はじめに、学校での歯科検診は、学校保健安全法及び同施行規則等に基づき実施し、その結果をお知らせするもので、歯列・咬合・顎関節に所見のあった方に対しましては、歯並び等の状態について専門医による診断が必要なことから歯科医院での受診をお勧めしているところです。</p> <p>次に、矯正治療にかかる医療費についてですが、こども医療費助成制度は国で定める健康保険法等で規定する保険給付に対して助成するものとしており、保険適応の診療のみを対象としています。</p> <p>厚生労働省では「歯科矯正治療は不正咬合患者に対する治療であるが、咀嚼機能の</p>

	<p>改善と同時に審美的要素も大きいため、原則的に保険給付外である」としており、これが保険適応になるケースは、厚生労働大臣が定める61疾患に該当した場合や、前歯及び永久歯のうち3歯以上の萌出不全によるかみ合わせの異常による歯科矯正治療、あごの骨の異常によってかみ合わせに影響がでている顎変形症の手術前後の矯正歯科治療に限られております。</p> <p>このことから、お子様の歯科矯正治療は保険給付外となっており、健康保険法等で規定する保険給付に対して助成することも医療費助成制度の対象とはなっていないものであります。</p> <p>したがいまして、現行の制度において負担の軽減を図れるような支援はございませんが、保険適応とならない場合であっても、「不正咬合を是正するための歯列矯正」にかかった医療費は所得税又は市県民税（住民税）の医療費控除の対象となり、税負担が軽減される場合もあります。</p> <p>今後も国や県の動向を注視してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p>
<p>意見 68</p>	<p>R5. 3. 23</p> <p>米軍基地周辺で問題になっているPFASを、**株式会社が焼却処分しているということを見ました。（日本の三か所で処分の一か所）</p> <p>市では、このことを承知されているのでしょうか。</p> <p>危険なこの物質を焼却するなど、アメリカはPFAS、PFOSの最初の製造国でたくさんの学者・大学が知見をもっているのですが、これらの有機フッ素化合物を焼却した場合の焼却温度ごとの排気成分についてよく分からないので、焼却処分はしないそうです。</p> <p>もし承知されているのなら、市としてどのような対応をされようとしているのかお聞かせください。</p>
<p>回答</p>	<p>R5. 4. 11 環境管理課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご質問のありました、市内事業所におけるPFOS含有廃棄物の処理についてですが、従来、市では事業活動として行っている個々の物質の処理の状況については把握しておりません。</p> <p>なお、PFOS含有廃棄物については、環境省から処理に係る技術的留意事項が示されていることから、事業所においては、この留意事項に基づいて処理を実施していると考えられますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p>意見 69</p>	<p>R5. 3. 27</p> <p>市長さんが立候補した時、公約に地籍調査の推進と書かれていたように思います。</p> <p>数年前、土地の境界の件で土木課の課長さんより、ここ1,2年で出来ることはないが何年か後に土地の調査があるのでと言われました。その後、地籍調査はいつかと待ち望んでいました。新聞や千葉県民だよりには出ていますが、広報そでがうらには出てきません。知人の木更津の方は昨年、君津市の方は3年前地籍調査をされたとのこと。袖ヶ浦市はどのようになっていますか。</p> <p>国土調査法に基づいて市がやってくださり費用もかからないとのことですから1日</p>

	<p>も早く地籍調査をお願い致します。</p> <p>ご苦勞の多い作業と思われます。最新の測量技術でできるだけ公正、公平にやっ ていただけますようお願い申し上げます。</p>
回答	<p>R5. 4. 13 土木管理課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご意見をいただきました地籍調査事業につきましては、令和2年度より坂 戸市場地区において事前調査を開始し、令和4年度末時点で約12ヘクタールの調査 完了見込みとなっております。令和5年度からは新たに坂戸市場地区の約14ヘクタ ールの区域において調査を実施予定であり、今後順次調査を進めてまいります。</p> <p>なお、本事業は浸水等の災害リスクの高い地域や主要幹線道路沿線で利便性の高い 区域、住宅地等の開発が見込まれる地域等を優先して実施しており、お住まいの地区 においては、現時点で明確な事業実施年度は未定となっております。</p> <p>本市全域の地籍調査完了には70年以上かかる計画となっております、近隣市でも同様 に長期の事業計画となっております。</p> <p>多大な時間と労力が必要な事業となっておりますので、ご理解くださいますようお 願いいたします。</p>